

# ○ 宇都宮市景観条例施行規則

〔平成19年9月28日〕  
規則第90号

改正 平成21年12月22日規則第40号  
平成22年 3月31日規則第15号  
平成23年 7月 1日規則第29号  
平成31年 3月29日規則第 6号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市景観条例（平成19年条例第82号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平23規則29・一部改正)

(審議会の組織)

第2条 審議会は、委員17名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平21規則40・一部改正)

(審議会の運営)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 審議会の庶務は、都市整備部景観みどり課において処理する。

6 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平22規則15・平31規則6・一部改正)

(景観形成推進地区の指定の要請)

第4条 条例第5条第2項の規定による景観形成推進地区の指定の要請は、同項に規定する市民又は事業者の3分の2以上の同意を得て行わなければならない。

2 前項の指定の要請は、景観形成推進地区要請書によらなければならない。

3 前項の要請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 景観形成推進地区の区域を示す図面

(2) 第1項の同意者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載した書類

4 前3項の規定は、景観形成推進地区の変更又は廃止の要請について準用する。

(景観計画区域内の行為の届出)

第5条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。次項において「省令」という。）第1条第1項の届出書は、景観計画区域内行為届出書とする。

2 法第16条第2項の規定による変更の届出は、前項の届出書に、省令第1条第2項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えて行わなければならない。ただし、当該図書の添付の必要がないと市長が認めるときは、これを省略することができる。

(景観重要建造物を表示する標識)

第6条 法第21条第2項に規定する景観重要建造物の指定を表示する標識の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定番号

(2) 指定の年月日

(3) 景観重要建造物の名称

(景観重要樹木を表示する標識)

第7条 法第30条第2項に規定する景観重要樹木の指定を表示する標識の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定番号

(2) 指定の年月日

(3) 景観重要樹木の樹種

(様式)

第8条 この規則に規定する届出書等の様式は、別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

(宇都宮市景観審議会規則の廃止)

- 2 宇都宮市景観審議会規則（平成19年規則第32号）は、廃止する。

附 則（平成21年12月22日規則第40号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の宇都宮市景観条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条第2項の規定により新たに任命される委員の任期は、新規則第2条第3項の規定にかかわらず、平成23年5月31日までとする。

附 則（平成22年3月31日規則第15号）

- 1 この規則は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日規則第29号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月2日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。